

公立図書館における指定管理者の導入要因
Factors For Privatization Of Public Libraries in Japan

学籍番号:201221576

氏名:赤山みほ

Miho AKAYAMA

本研究は、公立図書館における指定管理者の導入は、いかなる要因によって引き起こされるか、を検証するものである。指定管理者制度は、平成 15(2003)年地方自治法改正によって施行された、公立図書館を含む公共施設を外部委託・民間委託によって管理運営していく手法の一つで、経費の削減とサービス水準の向上を目指した制度である。経費の削減が導入要因であれば、図書館費用が指定管理者の導入後に削減されており、サービス水準の向上が導入要因であれば、指定管理者の選考は適切な手順がとられていると考えられる。本研究の目的は、公立図書館における指定管理者の導入は、いかなる要因によって引き起こされるかを検証し、地方自治体が経費の削減とサービス水準の向上を目指した公共サービスの改革に取り組む判断基準の策定に資するための、検討材料を提供することである。上記の目的を達成するため、本研究では、質問紙調査、インタビュー調査、図書館費用の分析を用いる。質問紙調査では、指定管理者の選考の手順について明らかにし、インタビュー調査では、質問紙調査の回答結果に基づき、選考の手順を詳らかにし、図書館費用の分析によって、経費の削減について明らかにする。

質問紙調査は、公立図書館へ指定管理者制度を導入した地方自治体を対象として、137 団体へ郵送し、97 団体から回答を得て回収率は 70.8%となった。その結果、指定管理者の公募は 76.3%の自治体で実施されており、選考のための選考委員会が 89.0%の自治体で設置され、公募型プロポーザル方式を用いた選考が 59.1%の自治体で実施されていることが明らかとなった。

インタビュー調査は、質問紙調査に回答された自治体のうち 7 団体へ実施した。その結果、選考の手順は行政改革所管部署がガイドラインを作成し、公募が原則であることが明らかとなった。指定管理者を選考するための選考基準は、図書館所管部署が作成する場合と、図書館所管部署が原案を作成して選考委員会で作成し検討する場合、選考委員会が作成する場合がある。

図書館費用の分析は、指定管理者を図書館へ導入した自治体と導入していない自治体の比較と導入前と導入後の比較を行った。その結果、政令市、特別区は指定管理者制度が導入された図書館の図書館費用は高いことがわかった。また、導入前後の比較では町村の図書館費用が削減されていることが明らかとなった。

以上により、公立図書館における指定管理者の導入要因の一部を明らかにできたと言える。

研究指導教員：池内 淳

副研究指導教員：吉田 右子